

学校臨時休業中の心得

令和2年3月1日(日)

宮崎県立宮崎大宮高等学校

報道されていますので知っているとは思いますが、内閣総理大臣の小中高等学校、特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針を受け、宮崎県教育委員会より「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の通知」への対応が出されました。それに従い本校も3月2日(月)より当面の間、臨時休業に入ります。この対応は「新型コロナウイルス感染症の感染防止」を目的に行っているものですので、そのことを理解してください。各教科から課題等も示されていますので、下記の注意事項をよく理解し大宮高校生らしい「自主自律」した有意義な生活を送りましょう。

- (1) 平日については16時30分までは学校の時間に合わせて、基本的に家庭で学習に取り組むこと。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日も計画的に家庭で学習を行うこと。
- (3) 感染防止という目的を考え、不要不急の外出を控えること。特に不特定多数の人が集まるような場所に行くことは控えること。
- (4) やむを得ず外出する際は、用事が済み次第帰宅すること。また外出の際は「大宮高校生としての自覚」をもち校則や社会のルールに従った行動をすること。
- (5) 臨時休業中の部活動は中止とする。
- (6) 臨時休業中はクラス会などの集会を開くことを禁止とする。
- (7) 特別な理由で登校しなければならない場合は、担当の先生と連絡を取り許可を得て登校してください。
- (8) もし本人、または家族の「新型コロナウイルス感染症への感染」が判明したら、直ちに担任の先生に連絡をお願いします。
- (9) 臨時休業中に何か連絡すべきことがありましたら、本校のホームページに掲載しますので、随時確認をお願いします。
- (10) 臨時休業の終了日については、休業中に国の動向や感染症の状況等をみながら県教育委員会の指導により、2週間後を目途に判断します。その内容については3月14日(土)に本校のホームページに掲載しますので御確認をお願いします。